

第3回雇用対策部会議事概要

- 1 日 時：平成27年9月28日（月）15：00～17：30
- 2 場 所：内閣府地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）
- 3 出席者：岩村正彦（東京大学大学院教授）、玄田有史（東京大学社会科学研究所教授）、
◎小早川光郎（成蹊大学法科大学院教授）、谷口尚子（東京工業大学准教授）、
村尾新一（読売新聞論説委員）（◎は部会長）
- 4 関係者：平井伸治（鳥取県知事）、田中大輔（中野区長）、生田正之（厚生労働省職業安定局長）、新谷信幸（日本労働組合総連合会総合労働局長）、遠藤和夫（一般社団法人日本経済団体連合会統括主幹）
- 5 議 題：（1）地方団体（全国知事会、全国市長会）からのヒアリング
（2）厚生労働省からのヒアリング
（3）日本労働組合総連合会からのヒアリング
（4）一般社団法人日本経済団体連合会からのヒアリング
（5）部会構成員の意見交換

（1）冒頭、小早川部会長から、次の発言があった。

- 平成27年1月30日の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、ハローワークについては地方公共団体との連携強化の取り組みの成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について引き続き検討・調整を進めることとされており、この対応方針に基づく検証・検討を行うために、9月2日に開催された地方分権改革有識者会議において、雇用対策部会を再開することとされた。その際に、石破大臣から実際に職を求めておられる方、人を必要としている人にとって何が一番いいのかという観点から結論を目指したいとの発言があったところ。この部会においても利用者の視点に立って検証・検討を進めていきたい。
- 再開に当たり、有識者会議の神野座長より、部会の構成員の指名があった。
- 本日は、関係者から国と地方公共団体の連携の取組の成果と課題及び改善すべき事項等についてヒアリングを行い、意見交換をしていきたい。

（2）引き続き、事務局から、資料1に沿って、これまでの政府方針や取組の経緯等について、次のとおり説明があった。

- ハローワークの地方分権における議論は、平成19年からの地方分権改革推進委員会にさかのぼる。同委員会の第2次勧告で、①地方公共団体が行う無料職業紹介事業を国に準ずるものとして法律上位置づける、②同事業において必要となる国のシステム・端末を地方の職員が利用できるようにするという内容が盛り込まれ、勧告を受けた政府

の方針として「出先機関改革に係る工程表」として 21 年に決定された。政権交代後、出先機関の原則廃止に向けた検討が行われ、平成 22 年に「アクション・プラン」が閣議決定された。「アクション・プラン」には、①国が行う無料職業紹介と地方が行う福祉等の相談業務等の一体的実施が可能となるような措置、②地方自治体からの特区制度等の提案への対応、③一体的実施を 3 年程度行い、成果と課題を検証し、地方自治体への権限移譲等について検討という 3 点が盛り込まれ、平成 23 年から一体的な実施、24 年からハローワーク特区を実施している。第 2 次安倍内閣発足後、平成 25 年 12 月及び 27 年 1 月の閣議決定に、一体的実施、ハローワーク特区、求人情報のオンライン提供（平成 26 年 9 月開始）などを通じて地方公共団体と一体となった雇用対策を推進し、その取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ事務・権限の移譲等について引き続き検討・調整するといったことが盛り込まれた。

(3) 関係者からのヒアリングの概要は、次のとおり。

① 全国知事会を代表して平井伸治鳥取県知事から資料 2-1 及び 2-2 に基づき説明があった。その概要は次のとおり。

ア 一体的実施やハローワーク特区等の国と地方公共団体の連携の取組については、成果がある一方で、ハローワークが持つ情報が地方側に提供されなかったり、繁忙期でも国の人員が柔軟に配置されなかったりするなど、利用者目線での対応が不十分といった課題がある。

イ ハローワークの地方移管が実現すれば、企業誘致等、産業政策と一体化した雇用政策の展開や、就職相談から職業紹介までの一貫した支援の提供や、職業紹介と併せた生活支援などのサービスをワンストップで提供することが可能となる。

ウ ハローワークの地方移管のネックとされている ILO 第 88 号条約については、諸外国の状況等からも地方移管の支障とはなり得ない。また、職業紹介を行う国のハローワークと就職相談等を行う地方自治体の窓口とが別々にある二重行政が解消される。

これに関して、小早川部会長から、都道府県全体の取組の進捗状況について質問があり、平井知事から、多くの地方自治体が一体的実施に取り組んでいる一方で、データベースへのアクセス権限が十分ではないといった課題があるとの回答があった。玄田構成員から、ハローワークの地方移管が実現した場合の要員や専門性の確保策について見解を問われ、平井知事から、国からの人員の移管や民間のノウハウの活用により対応する等、工夫する必要があるのではないかと回答があった。岩村構成員から、ハローワークを地方移管した場合の職員の専門性の確保や雇用保険業務の取扱いについて見解を問われ、平井知事から全国的な研修や人事異動の工夫で対応で

きるのではないかと回答があった。岩村構成員から、ハローワークを地方移管した場合の雇用保険事務の対応策について見解を問われ、平井知事から、利用者の利便性の観点から、少なくとも雇用保険の窓口は現場にあるべきと考えるが、制度設計の中で検討すべきとの回答があった。

- ② 全国市長会を代表して田中大輔中野区長から、資料3に基づき説明があった。その概要は次のとおり。

ア 生活保護受給者向けの支援とハローワークの職業紹介の連携により、対象者の就職率が向上しており、成果が上がっている。

イ 一方で、就職先への定着が困難な例もあり、生活保護行政と連携した継続的な支援の実施が課題である。

これに関して、玄田構成員から、ハローワークの地方移管が実現した場合の要員や専門性の確保策について見解を問われ、田中区長から、国からの転籍や民間ノウハウの活用により対応したいとの回答があった。岩村構成員から、広域的な求人の充足の必要性について見解を問われ、田中区長から、可能であれば、区民を区内の企業に紹介できる仕組みがあるとよいとの回答があった。岩村構成員から、ハローワークを地方移管した場合の雇用保険事務の対応策について見解を問われ、田中区長から、東京都が運営しつつ、加入者管理等は市区町村が実施している後期高齢者医療のように、制度全体の運用と現場の手続等で主体が異なる制度設計は可能ではないかと回答があった。

- ③ 生田正之厚生労働省職業安定局長から資料4に基づき説明があった。その概要は次のとおり。

国と地方との連携の取組については、利用者や労使、自治体からも高く評価されており、地方の要望を踏まえてさらに改善していく。

これに関して、村尾構成員から、全国知事会のILO第88号条約に関する主張について見解を問われ、生田局長から、具体的な主張は承知していないが、ハローワークの地方移管に関しては、ILO第88号条約のみならず、雇用保険の財政責任と運営責任の一致、全国ネットワークの維持、全国一斉の雇用対策の実施等の観点から困難であり、さらにILO第88号条約の解釈は、条約を批准する際に外務省・法制局と調整の上、国会の議論の末、批准しているものであり、条約の和文成文は、日本政府として固めているものであるとともに、外務省は平成20年に出した文書におい

て「仮にハローワークを地方に移譲することとなれば（略）疑義が生じると考えている」とされているとの回答があった。谷口構成員から、ハローワークに対する国の関与を維持しつつ、行政のスリム化・効率化も同時に達成する手法について質問があり、生田局長から、全国ネットワークによるマッチングが効率的であり、非常勤職員や民間委託の活用など工夫していく一方、地方自治体との連携においても、その意向を反映できるような工夫が必要との回答があった。岩村構成員から、一体的実施において、ある求職者が就職したかどうかの情報が地方公共団体に提供されない理由について見解を問われ、生田局長から、そのようなことがあってはならず、今後は必ず提供させたいとの回答があった。玄田構成員から、意欲を有する特定の地方公共団体へのハローワークの業務の部分移管の可能性について見解を問われ、生田局長から、意欲を有する地方公共団体が存在することは承知しているが、全国ネットワークの維持という観点から慎重に考える必要があるとの回答があった。

- ④ 新谷信幸日本労働組合総連合会総合労働局長から資料5に基づき説明があった。その概要は次のとおり。

ア 国と地方との連携の取組については、評価する。一方、雇用保障や労働者保護は国が責任を負うべきで、広域的な雇用移動を担保する職業紹介機能は、国の指揮監督と責任により全国的ネットワークで対応すべきであり、就労支援に地域間格差が生じるのは好ましくないため、ハローワークの地方移管には反対である。

イ 利用者目線での検討ということであれば、一体的実施での運営協議会における利用者の代表としての労使の代表の参画が全国的に十分とは言えないため、拡充していただきたい。

ウ 民間企業では失業リスクが常に存在しており、勤労権の保障は国が責任を負うべきであり、その第一線がハローワーク。

エ 過去に都道府県が設ける労政事務所が減少するなど、地方の労働行政の取組に懸念がある。

オ 雇用保険制度において、失業給付の濫給防止のためにも、失業認定と職業紹介は国が一体的に行うべきである。

これに関して、玄田構成員から、一体的実施における運営協議会への労使の参画を阻んでいる背景について質問があり、新谷局長から、地方公共団体への理解を深める努力が必要との回答があった。谷口構成員から、i) 労政事務所の統廃合による減少の背景、ii) 地方公共団体間での雇用対策に関する温度差について質問があり、新谷局長から、i) かつての雇用保険特別会計からの助成がなくなったが、自治体の中で政策的なプライオリティが低かったのではないかと、ii) 雇用対策への理解にバラつきがあることが理由ではな

いかとの回答があった。村尾構成員から、連合がハローワークに関して求職者へのアンケートを行っているかについて質問があり、新谷局長から、一体的実施の運営協議会への参画状況について調査しているが、求職者へのアンケートは行っていないとの回答があった。

⑤ 遠藤和夫一般社団法人日本経済団体連合会統括主幹から説明があった。その概要は次のとおり。

ア ハローワークの地方移管に係る問題については、反対の立場で連合と合致しており、労使間で同じ意見。

イ リーマンショック後の機動的な対応（雇用調整助成金の給付弾力化、ハローワークの全国ネットワークによる窓口業務の迅速化など広域対応）等は国が全国一斉に行ったからできたことである。

ウ 雇用保険制度において、失業給付の濫給防止のためにも、失業認定と職業紹介は国が一体的に行うべきである。

エ 雇用保険二事業は、使用者側が国に意見を出し、PDCAサイクルを行うことで雇用保険財政の健全化を図っている。地方の意見を経団連等が吸い上げ、それを国が反映させるなどの政策のマッチングを図っていくことが必要。

これに関して、玄田構成員から、労働行政による通達の在り方について見解を問われ、遠藤統括主幹から、通達のみでは理解が不足する部分があり、説明会等を通じた説明が必要との回答があった。岩村構成員から、経団連の都道府県レベルの要望が、都道府県の雇用対策に反映された例について質問があり、遠藤統括主幹から、全国展開されている政策の上乗せ・横出しのような形で対応するようなものはあり得るのではないかとの回答があった。小早川部会長から、地方公共団体の雇用対策の実績に関し、把握している内容について質問があり、遠藤統括主幹から、生活保護世帯に対する就労支援の強化により、保護率を半減させた例を把握しているとの回答があった。

(4) ヒアリング終了後の部会構成員の意見交換では、次のような議論があった。

ア 玄田構成員から、利用者の目線として当事者である労使が共通した見解を持っていることを重く受け止めるべき。国と地方の連携の重要性は確認できたとの意見があり、小早川部会長及び岩村構成員がこれに賛同した。加えて、岩村構成員から地方側の指摘について、国と地方が緊密に話し合い、改善を図っていくべきとの意見や、地方移管を産業政策等の手段の一つとすることは問題も大きいとの意見があった。

イ 村尾構成員から、知事会がハローワーク全てを移管した際に、混乱なく動けるようになるには何年くらいかかると考えているのか、要員確保をどう考えているのか

気になるとの指摘があった。

ウ 谷口構成員から、雇用のセーフティネットについては、自治体ごとのバラつきが出てはいけませんが、一体的実施をより改善して実施しつつ、どの部分なら地方に移せるかというのを確認していく必要があるとの指摘があった。これに関連して、岩村構成員から、一部地方に移すというのは、広域的な職業移動を考えると難しく、また、地方移管した際にばらつきをなくすためには、国の強力な指揮監督が必要であるが、それは「自治」とは相容れないのではないかとの指摘があった。

エ 玄田構成員から、リーマンショック後のような緊急時には国が対応すべきと考えるが、平時に一定の条件のもとで、一部の自治体に部分的に移譲することは検討できるのではないかとの指摘があった。これに関連して、小早川部会長から、分権が進展した結果、平時の業務を地方が担うことで、当該業務に関する国の蓄積がなくなり、緊急時に国で対応しようとしても適切な判断ができなくなる可能性があるという他の分野でも共通する課題があるのではないかとの指摘があった。

オ 岩村構成員から、職業紹介は全国的なデータベースがあればできるというものではないという指摘があった。加えて、玄田構成員からも、求人と求職のすりあわせは間に人が介在しないと困難との意見があった。

(5) 最後に、小早川部会長から、国と地方の連携における課題の具体的な改善策については、事務局における実務的な検討の上で、部会に報告を受けることとし、次回会合では、本日のヒアリング及び議論の内容を踏まえて、閣議決定に基づく検証・検討に係る議論をさらに深めていきたいとの発言があった。

(以上)